

瀬戸市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第25号

瀬戸市都市公園条例の一部を改正する条例

瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（公園施設として設ける運動施設の敷地面積に関する制限）</u>	
<u>第2条の6 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、10分の50とする。</u>	
（罰則）	（罰則）
第21条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第19条から前条までの規定の適用については、市長とみなす。	第21条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第19条から前条までの規定の適用については、市長とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。